

一 般 仕 様 書

施工に当り、仕様書、図面、設計書を熟読することはもちろん、次の諸事項を遵守するものとする。

1. 本工事名称

石井配水池減圧弁及び流量計更新工事

2. 工事期間

自 契約締結日の翌日から

至 令和 7 年 3 月 31 日

3. 摘 要

この一般仕様書は、徳島県土木工事共通仕様書、水道工事標準仕様書（日本水道協会 2010 年版）に準拠しているが、設計書、図面、共通仕様書に記載されている事項に対しては、この一般仕様書が優先する。この一般仕様書に記載されていない事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。

4. 工事の重要性

当事業は、住民生活に欠くことのできない安全な飲用水確保のための水道事業であり、施工にあたってはその重要性を充分認識し、仕様書、図面、設計書を熟知して、誠意をもって工事に従事するものとする。

5. 諸法規の遵守

請負者は、工事の施工に当り労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し工事の円滑な運営をはかり、運営摘要は、請負者の負担と責任において行うものとする。

6. 工事の変更

工事の変更については、現場立会いのもと発注者と請負者で協議の上必要であると判断される場合のみ変更を認め、請負者のみの判断による変更は認めない。

7. 申請手続

請負者は、着手に当り必要な場合は、請負契約後速やかに諸官庁への申請手続を責任もって行うものとする。

これら申請に必要な経費は全て請負契約の範囲内とする。

8. 工事下請

請負者は、工事の全部、又は大部分を第三者に委任、又は請負わせてはならない。

請負者は、工事の一部を第三者に委任、又は請負わせようとするときは、予め書面にて監督員に申請し承認を得なければならない。

9. 保証期間

保証期間は、発注者の工事請負契約規定に基づくものとする。

その規定のないものについて請負者は、工事内容にかしがあるときは引渡しの日から1年間はそのかしを補修し、またそのかしによって生じた滅失や損傷に対して賠償しなければならないものとする。

瑕疵（かし）：本来持っている品質や性能がないこと、欠陥のこと

10. 提出図書

請負者は、施工計画書など監督員の指示する書類のほか、次の書類を提出するものとする。

- 1) 工事日報
- 2) 工事写真
- 3) 現場監督員及び主任技術者届
- 4) 資材受払簿
- 5) 下請申請関係書類
- 6) 工事完成図書

11. 環境の保全

- 1) 建設残土の処理・処分方法については、監督員との協議により選定することとする。
- 2) 請負者は、運搬における過積載防止対策を検討して施工計画書に記載するとともに、運搬車両が道路交通法を遵守して運行するように努めなければならない。
- 3) 請負者は、次の場所に捨土をしてはならない。
 - 法律により規制された保全地域
 - 環境保全上、支障のある場所
 - 災害を誘発する恐れのある場所
 - その他、捨土により第三者と紛争の生ずる恐れのある場所
- 4) 産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守して適正に処理すること。

- 5) 建設廃材（コンクリート及びアスファルト）については、許可を受けた処理業者により廃棄処分すること。
- 6) 請負者は、建設残土・産業廃棄物の実態調査等を行い、調査票を竣工検査時に提出すること。
- 7) 請負者は、「建設リサイクル法」に基づき一定規模以上の工事においては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成して監督員に提出しなければならない。

1 2. 道路交通

道路交通の諸標識、保安要員を設けて交通事故が起きないように、又交通に支障とならない十分な対処と配慮を行うこと。万一、不注意で発生した事故は請負者の責任とする。

1 3. 住民への配慮

工事に関連した民家、その他の関係者への支障は、最小限となるように配慮し、関係者には事前に了解を得るものとする。

1 4. 管布設

公道への管布設位置は、設計図面のとおりとし、設計幅以上掘削してはならない。必要以上に掘削幅を広くしたことによる道路復旧費の増加額は、請負者の負担とする。

1 5. 管理設

公道における管工事の施工範囲は原形復旧までの全工事とするが、工事完了後1年間以内に埋戻材及びその締固め不十分により道路が損傷したときは、全て請負者において手直しを行うものとする。

埋め戻し材は、検査を受けたものを使用する。

1 6. 水張り試験

コンクリート構造の水槽の機能検査については、施工後その養生期間を経て満水面まで貯留し、水面低下量が2日間において水深の3/1000以内にあるときを合格とする。

組み立て式パネル水槽及び鋼製水槽の機能検査は、接合部からの漏水の無を合格とする。

配管の水圧試験については、監督員の指示に従って行い区間毎の試験で、圧力低下が所定以内を合格とする。

17. 検査

本工事の各検査は、必要に応じて随時、随所において行うものであるが、竣工検査については、請負者の立会いのもとに検査員の指示に従って行うものとする。

管工事の竣工とは、通水試験による試運転において異常がなくその機能を発揮し、検査に合格したときとする。

18. 工事精算図書

工事竣工の10日以前までに提出するものとする。

工事精算図書の内容は、監督員の指示によるものとし、精算図面は、青焼図、又は白紙コピー図、及び指定ソフトによるCADデータの提出とする。

19. 工事精算数量表

工事竣工の10日以前までに提出するものとする。

工事精算数量の内容は、監督員の指示によるものとし、精算数量は、白紙コピー及びExcelデータの提出とする。

20. 機器及び資材の指定

指定なきものは「(9) 機器及び資材の規格一覧」と同等品以上とし、監督員の承認を得るものとする。

(1) ダクタイル鋳鉄管

(株)クボタ (株)栗本鐵工所

(2) ダクタイル鋳鉄用異形管

(株)クボタ (株)栗本鐵工所 (株)岡本 クロダイト工業(株)
大和産業(株) 幡豆工業(株) 朝日鑄工(株) 旭鉄工(株)

(3) 弁栓類

(株)クボタ (株)栗本鐵工所 前澤工業(株) 巴バルブ(株)
(株)森田鐵工所 (株)清水鐵工所 (株)清水合金製作所 角田鉄工(株)
開閉方向は、監督員に確認すること

(4) 水道用塗覆装鋼管・亜鉛メッキ鋼管類

住友金属工業(株) (株)フソウ JFEスチール(株) 新日本製鐵(株)

- (5) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管・ポリエチレン粉体ライニング鋼管類
住友金属工業(株) 三菱樹脂(株) 積水化学工業(株)
J F E スチール(株)
- (6) ステンレス鋼管・ナイロンコート鋼管類
東海鋼管(株) (株)フソウ (株)興和工業所
(株)多久製作所 新日本製鐵(株) 明和工業(株)
- (7) 硬質塩化ビニル管・ポリエチレン管類
積水化学工業(株) クボタシーアイ(株) 三菱樹脂(株)
- (8) 硬質塩化ビニル管用異形管
積水化学工業(株) クボタシーアイ(株) 三菱樹脂(株)
(株)川西水道機器 コスモ工機(株) 大成機工(株)
- (9) 機器及び資材の規格一覧

| | |
|------------|------------------|
| J I S 規格 | 日本工業規格 |
| H A S S 規格 | 空気調和・衛生工学会規格 |
| J R A 規格 | (社)日本冷凍空調工業会標準規格 |
| J W W A 規格 | 日本水道協会規格 |
| S A S 規格 | ステンレス協会規格 |
| J C D A 規格 | (社)日本銅センター規格 |
| W S P 規格 | 日本水道鋼管協会規格 |
| J P F 規格 | 日本金属継手協会規格 |
| M D J 規格 | 排水鋼管継手工業会規格 |
| J C W 規格 | 日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格 |
| J E M 規格 | (社)日本電機工業会標準規格 |
| J C S 規格 | (社)日本電線工業会規格 |
| S B A 規格 | (社)電池工業会規格 |
| J V 規格 | (社)日本バルブ工業会規格 |
| J A S 規格 | 日本農林規格 |